

2015年12月15日

内閣総理大臣 まち・ひと・しごと創生本部本部長 安倍晋三 殿  
地方創生担当大臣 石破茂 殿  
内閣府副大臣 松本文明 殿  
消費者担当大臣・行政改革担当大臣 河野太郎 殿  
消費者庁長官 板東久美子 殿  
消費者委員会委員長 河上正二 殿  
国民生活センター理事長 松本恒雄 殿  
政府関係機関移転に関する有識者会議座長 増田寛也 殿

適格消費者団体 特定非営利活動法人  
消費者支援機構関西 (略称:KC's)  
理事長 榎 彰 徳  
〒540-0033 大阪府中央区石町  
1丁目1番1号天満橋千代田ビル  
TEL06-6920-2911/FAX06-6945-0730

## 消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する意見書

### I. 意見の趣旨

当団体は2007年8月23日に、内閣総理大臣より消費者契約法第13条に基づき認定された、適格消費者団体です。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく政府関係機関の地方移転に係る提案」として、徳島県が消費者庁と国民生活センターの誘致を表明したことにより、徳島県への移転が検討されています。当団体としては、東京への一極集中の是正について反対するものではありませんが、政府関係機関の地方移転によって、その機関の本来の機能が低下することになっては本末転倒です。現状はその不安が拭い切れず、消費者庁・国民生活センターの拙速な地方移転に反対します。

### II. 意見の理由

#### 1. 消費者庁について

消費者庁は、わが国の従来の消費者保護行政が縦割り省庁によって不統一に行われてきたことに対し、消費者行政を一元化し安心安全な市場の確保を図る

ため、政府全体の消費者行政を推進する司令塔の役割を担う組織として、2009年に創設されました。

消費者政策は各府省庁等の所管分野に広範に関連するものであり、施策を効率的・効果的に実施するためには、消費者の視点に立ちながら関係府省庁との総合調整、連携が不可欠です。消費者庁は、特定商取引法、消費者契約法や景品表示法など専管・共管を含めて30本超の消費者保護関連法を所管しているほか、各省庁の消費者政策を集約して消費者基本計画を作成し毎年フォローアップを行うなど、まさにその任を果たしています。

高齢者の増加、高度情報化社会など、今後も消費者被害の複雑化・増加が見込まれ、消費者庁の担う関係府省庁との総合調整、国会も含めた連携そして消費者行政の司令塔の役割は、今後ますます重要になっていくことは確実です。

消費者庁の地方移転は、その役割を発揮し機能強化していくことはおろか、現在発揮している機能の低下が大いに懸念されるどころです。

## 2. 国民生活センターについて

国民生活センターは、全国の消費生活相談情報（P I O-N E T情報）を集約・分析し、一般消費者や地方自治体に情報を発信するだけでなく、消費者庁や消費者委員会や各省庁の消費者関連法制度の不備や見直しの問題提起を行う機能を担っています。これらの業務は単にデータベース上の情報を分析しただけでは不可能であり、他省庁担当者との法令解釈や方向性についての密な協議が不可欠です。

また、各省庁が消費者関連法の制定・改正を審議するときは、立法事実を明らかにする資料としてP I O-N E T情報が不可欠であり、例えば、特定商取引法、消費者契約法、割賦販売法などの改正の審議においても、国民生活センター職員がオブザーバーとして審議に参加し報告することが頻繁に行われています。

国民生活センターの地方移転は、これらの機能が大きく後退することが予想され、消費者被害の防止・救済や各省庁、業界に与える負の影響は大きいと言わざるを得ません。